

相続預金手続き

ケース別 必要書類&注意点

第3回の
ケース

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

法務局に保管した遺言書があるという
相続人の方に準備いただく書類と注意点は?

令

和2年7月10日より全国の遺言書保管所(特定の法務局)において、自筆証書遺言のデメリットを補完する「自筆証書の保管制度」が始まりました。

自筆証書遺言は、手間がかからず、遺言の内容や遺言を遺したと自体を秘密にできる反面、紛失や破棄される恐れがあること、本人が書いたものかどうか争点になる可能性があるというリスクがありました。この自筆証書遺言のデメリットを補完する制度が自筆証書遺言保管制度です。

この制度の大まかな流れは①遺言者本人が自筆証書遺言を保管所に持参し、②保管所で本人確認と遺言書の様式の確認を行い、③遺言書の原本を保管所で保管することとなります。

なお、遺言書の内容や存在は、遺言者が存命中には、他人が保管

所に対し確認できないようになっています。この制度を利用すると遺言書を安全に保管でき、「あるはずの遺言書が見つからない」といったトラブルを避けることができます。また家庭裁判所での検認手続きが不要になり、遺言者死亡後の相続手続きがスムーズになります。

公正証書遺言との違いですが、公正証書は公証人が関わるため、遺言書の内容についてのアドバイスを得られるほか、証人が立ち会うことにより紛争の防止に役立ちます。一方、自筆証書保管制度は①遺言書が様式に従っているか、②遺言者本人の自筆により作成されたものかの確認のみ法務局が行い、法務局は遺言の内容については一切アドバイスできないこととなっています。

遺言者に相続が発生した後、遺言書が指定されていない場合には、相続人

金融機関においては、まず遺言者が亡くなったことを、被相続人の戸籍謄本で確認しておきます。次に遺言執行者が指定されているかどうかを確認します。遺言執行者には、遺言書の内容に基づいて、遺産の名義変更手続きを単独で行う権限があります。遺言執行者が指定されている場合には、相続預金の払戻手続きは遺言執行者が行うこととなります。

自店の取引を洗い出し 遺言書の記載内容と照合

産の名義変更をするには、遺言書保管所が発行する「遺言書情報証明書」を使用することになります。この遺言書情報証明書に、遺言の基礎情報や遺言書本文、遺産目録が記載されています。

に相続人・受遺者(遺言によって遺産を受贈される人)全員の署名押印と印鑑証明書が必要となる場合があります。自転車での取扱いを確認しましょう。

続いて自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺言書の記載内容と照合します。遺言書に記載されていない相続預金があれば、改めての遺産分割協議書の作成、または相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらう必要があります。なお、記載外の財産については承継者が定めてある場合は、その承継者が記載外の相続預金を引き継ぐこととなります。

この自筆証書の保管制度は、あくまで保管所はその内容まではチェックしません。全財産が不自然な形で特定の人に遺贈される場合等には、安易な名義変更手続きを行うと他の相続人から追及されることも考えられます。このような場合には相続届に他の相続人全員の署名押印を求めたほうが良いケースもありますので、上司に判断を求めましょう。

88

図表 保管制度を利用した自筆証書遺言がある場合の必要書類など



①遺言書情報証明書

- 遺言保管所(一定の法務局)にて発行された遺言書情報証明書であることを確認
- 遺言者の死亡時に、あらかじめ指定した通知人に対し遺言書保管所から通知が届く
- 遺言書情報証明書が交付されると、他の相続人等に対して、遺言書を保管している旨の通知が届く
- 全国の遺言書保管所にて1,400円で取得できる(郵送でも取得可能)

- 添付書類 (相続人が取得する場合)
- ア 遺言者の出生から死亡までの戸籍謄本等
 - イ 相続人全員の戸籍謄本等
 - ウ 相続人全員の住民票の写し
- (受遺者・遺言執行者が取得する場合)
- ア 取得者の住民票の写し

※遺言書を保管している旨の通知を受ける方が取得する場合には、上記添付書類は不要

- 家庭裁判所の検認は不要
- 遺言者・受遺者遺言執行者など当事者の情報が、添付の遺言書本文と一致しているか確認

②遺言者の死亡の事実が記載された戸籍謄本等

- 本籍地の市区町村役場にて取得してもらう(戸籍全部事項証明書だと1通450円~、除籍謄本は750円~)

「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所地の市区町村役場で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう

- 郵送でも取得可能(発行手数料は、郵便局の定額小為替で支払う)

③相続届

- 原則として、その相続預金の相続人・受遺者に記入・実印を押印してもらう

預金残高欄は、トラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある

④預金相続人の印鑑証明書

- 住所地の市区町村役場等にて取得してもらう(1通300円~)
- マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある

「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

⑤相続預金口座の通帳・キャッシュカード

- 貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

▼遺言書情報証明書のサンプル

遺言書情報証明	
遺言者	
氏名	近代 太郎
出生の年月日	昭和28年2月8日
住所	香川県高松市高松町1丁目1番地
本籍又は国籍(国又は地域)	香川県高松市高松町1丁目1番地
整理番号	ア000001 1/4
遺言書	
作成の年月日	令和2年7月31日
保管を開始した年月日	令和2年8月2日
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称	高松法務局
保管番号	H0101-202008-100
受遺者等	
氏名又は名称	近代花子
住所	香川県高松市高松町1丁目1番地
氏名又は名称	近代一郎
住所	香川県高松市香川町9丁目9番地
整理番号	ア000001 2/4
上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。	
令和3年4月15日	遺言書保管官
高松法務局	法務 蘭
整理番号	ア000001 4/4